

循環型社会形成推進交付金等による施設整備の交付対象となる経費について（環境大臣宛て）

交付対象とならない予備品等の納入に係る費用を
交付対象事業費に含めていたものに対する交付金等相当額(支出) 3億9187万円

1 循環型社会形成推進交付金等による施設整備の概要

環境省は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する施策を進め、廃棄物を適正に処理するために、ごみ処理施設、し尿処理施設等（以下、これらの施設を「廃棄物処理施設」という。）の整備を実施する市町村等の事業主体に対して、平成16年度までは廃棄物処理施設整備費国庫補助金を、17年度からは循環型社会形成推進交付金（両者を合わせて「交付金等」という。）を交付している。

交付金等の交付申請、交付決定等の手続は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令、廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要領（昭和54年環整第12号）、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成17年環廃対発第050411002号。以下、両要領を合わせて「交付要領」という。）等において、それぞれ具体的に定められている。

交付要領によると、交付金等の交付対象となる経費は、廃棄物の処理に直接必要な受入・供給設備、破碎・破袋設備、圧縮設備等の設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するための経費とされている。また、その交付対象事業費は、本工事費、付帯工事費等の工事費及び事業主体が事業施工のために要する事務費とされている。

一方、環境省は、事業主体が廃棄物処理施設の整備契約を締結する際の参考とするために、「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き（標準発注仕様書及びその解説）」（以下「標準発注仕様書」という。）を作成している。標準発注仕様書には、事業主体が実施する工事として、機械設備工事、土木建築工事等が記載されるとともに、廃棄物処理施設の稼働後に所期の性能を維持するために必要となる予備品、消耗品、工具等（以下、これらを合わせて「予備品等」という。）が記載されている。

2 本院の検査結果

検査したところ、交付要領によると、交付金等の交付対象となる経費は、廃棄物処理施設等を建設するための経費とされているが、廃棄物処理施設で使用する予備品等については明記されていない。しかし、交付金等が施設の建設を対象として交付されるものであること、本工事費に含まれるのは工事の施工に必要な材料費、労務費等とされていることなどから、廃棄物処理施設のしゅん工後に使用されることとなる予備品等は交付対象に含まれないものと認められた。

一方、標準発注仕様書には予備品等が含まれていて、事業主体に予備品等が交付対象となるとの誤解を生じさせる記載となっていた。

このため、9都県管内の31事業主体で整備した44件（総事業費計1024億0527万余円）においては、予備品等の納入に係る費用計11億6263万余円（交付金等相当額計3億9187万余円）が交付対象事業費に含まれていた。

上記のとおり、交付要領に定めがない廃棄物処理施設の予備品等を交付金等の交付対象としている事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

環境省において、今後、廃棄物処理施設の整備に係る交付金等の交付が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 交付要領において、予備品等は交付金等の交付対象とならないことを明確に規定すること

イ 都道府県の行う交付金申請書及び実績報告書の審査が適切に行われるようにするため、交付金等の交付対象についての確認を十分に行うよう周知すること